

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等の認可		
根拠法令及び条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第17条第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
審査基準	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) ① 那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第42号) ② 那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第38号)		
審査基準 設定年月日	平成27年4月1日	審査基準 最終変更年月 日	令和元年12月27日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があった日の翌月初日から起算して90日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年4月1日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	こどもみらい部 こども政策課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。